

議案第 83 号

飯能市手数料条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市手数料条例の一部改正）

第1条 飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「200円」を「300円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 証明（住民票記載事項証明、除票記載事項証明及び戸籍の附票の記載事項証明を除く。）又は写し（住民票の写し、除票の写し、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しを除く。）の交付は、交付枚数1枚をもって1件とする。
- 2 多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により交付を受ける場合の証明手数料及び交付手数料は、200円とする。

別表第2第44号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表第45号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

（飯能市水道事業給水条例の一部改正）

第2条 飯能市水道事業給水条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第6号中「150円」を「300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

（飯能市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の飯能市手数料条例別表第1の規定は、この条

例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（飯能市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の飯能市水道事業給水条例の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年11月28日提出

飯能市長 新井重治

飯能市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
住民票の写しの交付手数料	1世帯につき 300 円	住民票の写しの交付手数料	1世帯につき 200 円
住民票記載事項証明手数料	1世帯につき 300 円	住民票記載事項証明手数料	1世帯につき 200 円
除票の写しの交付手数料	1世帯につき 300 円	除票の写しの交付手数料	1世帯につき 200 円
除票記載事項証明手数料	1世帯につき 300 円	除票記載事項証明手数料	1世帯につき 200 円
戸籍の附票の写しの交付手数料	1戸籍につき 300 円	戸籍の附票の写しの交付手数料	1戸籍につき 200 円
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1戸籍につき 300 円	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1戸籍につき 200 円
戸籍の附票の記載事項証明手数料	1戸籍につき 300 円	戸籍の附票の記載事項証明手数料	1戸籍につき 200 円
身分に関する証明手数料	1件につき 300 円	身分に関する証明手数料	1件につき 200 円
印鑑登録証明手数料	1件につき 300 円	印鑑登録証明手数料	1件につき 200 円

課税及び納税に関する証明手数料	1 件につき 300 円
所得に関する証明手数料	1 件につき 300 円
営業に関する証明手数料	1 件につき 300 円
資産に関する証明手数料	1 件につき 300 円
法人に関する証明手数料	1 件につき 300 円
市長が指定する諸証明手数料	1 件につき 300 円
市長が指定する公簿、公文書又は図面の写しの交付手数料	1 件につき 300 円
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	1 世帯につき 300 円
省略	
市長が指定する公簿、公文書又は図面の閲覧手数料	1 簿冊、1 事件又は 1 面につき 300 円

備考

1 証明(住民票記載事項証明、除票記載事項証明及び戸籍の附票

課税及び納税に関する証明手数料	1 件につき 200 円
所得に関する証明手数料	1 件につき 200 円
営業に関する証明手数料	1 件につき 200 円
資産に関する証明手数料	1 件につき 200 円
法人に関する証明手数料	1 件につき 200 円
市長が指定する諸証明手数料	1 件につき 200 円
市長が指定する公簿、公文書又は図面の写しの交付手数料	1 件につき 200 円
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	1 世帯につき 200 円
省略	
市長が指定する公簿、公文書又は図面の閲覧手数料	1 簿冊、1 事件又は 1 面につき 200 円

備考 証明(住民票記載事項証明、除

票記載事項証明及び戸籍の附票の記載事項証明を除く。)又は写し

の記載事項証明を除く。)又は写し(住民票の写し、除票の写し、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しを除く。)の交付は、交付枚数1枚をもって1件とする。

2 多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により交付を受ける場合の証明手数料及び交付手数料は、200円とする。

別表第2 (第2条関係)

種類		金額
事務	名称	
1～43	省略	
44 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第11項の規定に基	省略	

(住民票の写し、除票の写し、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しを除く。)の交付は、交付枚数1枚をもって1件とする。

別表第2 (第2条関係)

種類		金額
事務	名称	
1～43	省略	
44 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基	省略	

づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査		く既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	
45 建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	省略	45 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	省略
46～74	省略	46～74	省略

飯能市水道事業給水条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（手数料） 第30条 手数料は、次のとおりとし、申込みの際徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。 (1)～(5) 省略 (6) 各種証明書の交付手数料 1件につき<u>300円</u> 2 省略	（手数料） 第30条 手数料は、次のとおりとし、申込みの際徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。 (1)～(5) 省略 (6) 各種証明書の交付手数料 1件につき<u>150円</u> 2 省略

内閣總理大臣	石破 茂
国土交通大臣	中野 洋昌

参
考

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年九月三日

内閣総理大臣 石破 茂